

無形財の監査

著者	池田 公司
雑誌名	甲南経営研究
巻	44
号	3・4
ページ	41-60
発行年	2004-03-10
URL	http://doi.org/10.14990/00001849

無形財の監査

池 田 公 司

甲南経営研究 第44巻 第3・4号 抜刷

平成16年3月

無形財の監査

池 田 公 司

I はじめに

近年、ブランド等の無形財 (intangibles) の戦略的利用が注目を集めている。このことは、一方で無形財の価値に関する測定方法を研究する必要性を高めると同時に、他方ではそれらに対する監査アプローチのあり方を研究する必要性も高めている。

無形財を企業競争力の源泉と捉え、投資家に対するディスクロージャーの対象にしようとする動きは米国が先行しており、基準セッター、監査プロフェッション、大学等において、幾つかの興味深い取り組みが行われつつある。例えば、FASBは2002年1月から「財務諸表で認識されていない無形資産に関する情報の開示」という研究プロジェクト⁽¹⁾を立ち上げており (<http://www.fasb.org/project/intangibles.shtml>)、AICPAも2002年からCPAを対象とした企業評価能力の認定試験制度⁽²⁾としてABV (Accredited in Business Valuation)

(1) これに先立ち、*Business and Financial Reporting: Challenges from the New Economy* という報告書が2001年4月に公表されている。そこでは、①バランススコアカードのような非財務的情報、②予測情報および③無形資産に関する情報に対する必要性が主張されている。

(2) 米国では評価研究財団 (<http://www.appraisalfoundation.org>) が組織され、「専門評価実務統一基準」(Uniform Standards of Professional Appraisal Practice; USPAP) が策定公表されている。評価のプロフェッショナルリズムが進みつつある。評価の専門家は、AICPAの監査基準書(SAS)第73号では「スペシャリスト」、

無形財の監査（池田公司）

を開始している。また、ニューヨーク大学のビジネススクール（Stern School of Business, New York University）は無形財研究センター（Intangibles Research Center）を設立し、種々の研究テーマを取り上げている。NYUのウェブサイトには8件の研究テーマが例示されているが、その中の一つに「フィージブルでインフォーマティブな無形財のための新たなディスクロージャーとはどのようなものか、またそのようなディスクロージャーは意味のある形で監査されうるか（Can such disclosure be *meaningfully* audited?）」という事項が挙げられている（<http://www.stern.nyu.edu/ross/ProjectInt/main.html>）。また、2002年に米国のSan Antonioで開催されたAAA年次総会においても、CPE（Continuous Professional Education）セッションの一つで無形財の監査問題が取り上げられている。そこではインターネットを用いた財務報告の問題と組み合わせられており、「無形財とインターネットレポーティングのための会計——会計、監査および電子商取引コースにプラグインされうる教育モジュール」というテーマが掲げられている（<http://accounting.rutgers.edu/raw/aaa/2002annual/cpe/cpe20.htm>）。

他方、欧州においても、2003年7月4日に英国ロンドンのCassビジネススクールにおいて欧州無形財サミット（The 2003 European Intangibles Summit）が開催されている。これはEUの欧州委員会（European Commission）の後援によるものであり、大きく三つのテーマが取り上げられている。三つ目のテーマが無形財の監査に関連しており、「資本市場における価値創造の監査と分析：外部的視点」とされている。

このように、米国や欧州では、無形財の監査に関して種々の取り組みが行われるようになってきている。現時点は、必要性が認識され始めた段階にあ

IFACの国際監査基準（ISA）第620号では「エキスパート」と称されている。デリバティブやブランド等の複雑化した評価には、これらの専門家が利用されることがある。AICPAのABVにおいてもUSPAPが出題範囲に含まれている。

ることができるであろう。以下、本稿では、ソフト会計情報の監査 (auditing soft accounting information) という観点から無形財の監査問題を考察したい。ここに、ソフト会計情報とは AICPA の提唱する概念であり、経営者の所期の行動、将来事象または経営者の判断に基づく主観性の高い情報を意味している (AICPA [1998], p. 3)。

II 無形財の監査可能性

無形財監査の研究は漸く緒についたところであり、それに対する考え方は必ずしも肯定的なものばかりではない。このテーマに関してネット上には様々なコンテンツが公開されているが、「無形財の価値を決定したり、それらを監査するための信頼しうるツール (reliable tool) がない」 (http://banking.senate.gov/00_06hr/061400/johnson.htm) といったコメントも見受けられる。冒頭で引用した NYU 無形財研究センターの指摘における「意味のある監査」というフレーズは、こうしたことと関係しているであろう。そこで、先ず、無形財の監査可能性から検討を始めたい。

無形財の監査可能性を検討するに当たっては、近年における AICPA および ICAEW の動向を念頭に置くのが有用である。AICPA は、上で述べたように ABV による企業評価能力の認定試験制度を開始しているところから、少なくともこうした問題に対してポジティブなスタンスを有していることは明らかであろう。また、2002年12月に SAS 第101号のツールキットとして、「公正価値測定および開示の監査：FASB 基準書第141号『企業結合』の下でのパーチェスプライスの配分、および FASB 基準書第142号『のれんおよびその他無形資産』および第144号『長期性資産の減損および処分の会計処理』の下での減損のテスト」(AICPA [2002]) を公表しており、その付録 I に「公正価値を見積もるための評価方法」を収録し、ブランド価値を評価するための周知の三つの方法を詳説している。

表1 ICAEW によるレポート概念の変化

<u>古いシステム</u>		<u>新しいシステム</u>
株主に重点	⇒	ステークホルダーに重点
ペーパーベース	⇒	ウェブベース
標準化された情報	⇒	カスタマイズされた情報
企業が情報を統制	⇒	種々のソースから情報を入手可能
期間的報告	⇒	継続的報告
一方的な情報提供	⇒	対話型
財務諸表	⇒	より広範囲の業績尺度
過去の業績	⇒	将来予測にウェイト
歴史的原価	⇒	実質的な価値ベースの情報
財務諸表の監査	⇒	基礎システムの保証
国家指向	⇒	グローバルベース
本質的に静的なシステム	⇒	継続的に変化するモデル
情報作成者主導の規制	⇒	市場の需要の充足

（出所：ICAEW [1998], p. 3）

他方、ICAEW は、1998年に「21世紀のアニユアルレポート」（ICAEW [1998]）と題する報告書を公表しており、その中に「市場主導の報告モデルに向けて」と題する論評が掲載されている。次のように述べられている。

「検討すべきもう一つの課題は、伝統的な監査済み財務諸表が、例えば無形資産や環境問題への取り組みを説明しているかである。もっと多くの資産や負債を歴史的原価ではなく公正価値で測定すべきであろうか。そうであるならば、それらの評価が監査人によって検証されうようにするためには、どのようなクライテリアを満足する必要があるであろうか。財務諸表の利用者が無形資産を適切に理解するには、無形資産とその評価を基礎づける仮定をどのように開示すべきであろうか。」（ICAEW [1998], p. 2）

すなわち、ICAEW においては、公正価値による無形財の測定やその検証方法に監査プロフェッションが取り組むべき必要性が認識されている。ICAEW [1998] では、こうした立場から、「表1」に示すようなレポートイ

ング概念の変化が提案されている。AICPA による種々のリサーチモノグラフとの類似性がみられる。

本稿の目的はレポーティングシステムについて議論することではないので、「表1」の内容と AICPA との類似性として、次の点を手短かに指摘しておきたい。

- ① ウェブベースのビジネスレポーティングを考慮しており、バランススコアカードのような業績尺度の必要性を認識していること。
- ② 継続報告 (continuous reporting) と、それに対応した継続監査 (continuous auditing) を考えていること。
- ③ いわゆるデータベース開示 (database disclosure) ——情報利用者のニーズに基づいてカスタマイズされた情報を企業のデータベースから任意にダウンロードする形のディスクロージャー——を考慮していること。
- ④ AICPA が既に実施に移している SysTrust/WebTrust 業務のように、企業の基幹システムの保証を考慮していること。

ICAEW [1998] では、レポーティングシステムの概念枠組みに関する議論に続いて、先進的な財務報告に関する事例研究が収録されている。その中に QSP Holdings plc が含まれており、次のように述べられている。

「University of Sunderland のビジネススクールと、QSP 社および私会社・公開会社との協力によって、一つの研究プロジェクトが立ち上げられた。この研究プロジェクトは、知識情報システム (intelligent information system) を新たに生成し、それによって無形資産の計量化と監査、および企業知識ベースの計量化と管理を行うことで、企業を取り巻く利害関係者間の諸関係を認識、監査および管理することを可能とするものである。」(ICAEW [1998], p. 14)

この研究内容についての確認はとれていないが、無形財の計量化とその監査について、英国で既に何らかの取り組みが行われたことは確かである。

無形財の監査（池田公司）

ところで、AAAの「基礎的監査概念」によると、監査機能がどのように拡張されようと、最低限具備されなければならない要件として、次の三つが挙げられる。

- ① 主題から演繹される主張は、証拠によって実証されるものでなければならない。かかる主張は、量的な表現が可能であり、かつ、実証可能でなければならない。
- ② 活動や事象あるいはそれらの結果を記録するための情報システムが存在していなければならない。また、適切な内部統制が運用されていることが望ましい。
- ③ 主題から作成された情報を評価する場合の基礎となる確立されたクライテリアについて、合意が存在しなければならない。

これらの要件を無形財のケースに当てはめた場合、②はほとんど問題なくクリアされると考えられる。計量化のための計算手順（測定方法）が一度確定すれば、それをプログラム化するプロセスは、通常のアプリケーションシステムの開発・運用と何ら変わるところはないので、一般的なIT監査の手法で対処できる。むしろ、情報システムの監査という観点からは、デリバティブのケースほど複雑なものにはならないであろう。

従って、問題は①と③にあるということができよう。すなわち、無形財をどのように測定（計量化）するのか、また測定値とそれを基礎づける仮定をどのようなクライテリアで評価するかが問題となる。この点は、先に引用したICAEW [1998]の「市場主導の報告モデルに向けて」においても指摘されている。

仮定に基づく見積もり計算という点では、無形財の測定は、予測財務情報（prospective financial information）を作成するケースや、市場相場が利用できない場合にモデリング（ブラックショールズモデル、ゼロクーポン法等）によってデリバティブの公正価値を見積もるケースに類似している。これら

のケースについては、すでに AICPA において監査基準が検討されており、マニュアル化されている。すなわち、前者については「予測財務情報：AICPA 監査および会計ガイド」(AICPA [2003b])⁽³⁾が、また後者については SAS 第92号「金融商品、ヘッジ活動および有価証券取引の監査」(AICPA [2000]) および SAS 第92号「監査ガイド」(AICPA [2001a]) が策定公表されており、GAAS が形成されている。

AICPA は、近年、こうした主観性を伴う見積もり情報をソフト会計情報 (AICPA [1998]) と称しており、次のように指摘している。

「益々多くの会計基準が、主観的判断に多分に基づく測定・開示規定を取り上げるようになってきている。例えば、FASB 財務会計基準書第115号『負債および持分証券投資の会計』の下では、負債証券投資の測定・報告は、経営者が負債証券を満期まで保有するか否かに基づいている。実務上、このような『ソフト会計情報』が監査人に問題を投げかけている。」(AICPA [1998], p.1)

AICPA [1998] は、ソフト会計情報の監査に伴う問題点を次のように整理している (AICPA [1998], p.1)。

- ① 経営者の意図や将来事象を裏付けるために入手可能な証拠は、既に発生した取引を裏付けるために入手可能な証拠と質的に異なっていること——例えば、ある投資の実在性を裏付けるために入手可能な証拠は、相対的に具体的で説得力がある。監査人は実査を行ったり、第三者に確認をとることができる。これに対して、経営者がその投資を満期まで保有することを裏付けるために入手可能な証拠は、主観的で説得力が乏しい。
- ② 財務諸表に計上される金額の測定値が不正確 (imprecise) であるこ

(3) 米国における予測財務情報の監査 (またはレビュー) は長い歴史を有しており、既に1970年代から議論されている。わが国では、「情報監査論」という形でこの問題が取り上げられた経緯がある。詳細は、古賀 [1990] を参照されたい。

無形財の監査（池田公司）

と——例えば、FASB 基準書第115号は、投資を公正価値で評価することを要求している。公開市場で取り引きされていないユニークな投資の公正価値は、相場がないのにどのように測定するのであろうか。

- ③ 基礎的諸仮定の合理性を評価するには、特殊な専門知識が必要であること——例えば、閉鎖会社（privately held company）への投資の公正価値を見積もるには、監査人が知らないような企業評価手法（business valuation technique）について詳細な知識が要求される。

以上を整理すると、無形財の監査可能性については次のように考えるのが合理的であろう。第一に、ブランド等の無形財の監査は、理論的な型として分類した場合、予測財務情報の監査と同じ範疇に属している。第二に、こうした監査領域はソフト会計情報の監査として捉える必要があり、伝統的なハード会計情報（物的有形財）の監査とは異なった監査アプローチが要求される。

III 無形財の測定方法

1 USPAP の基準第9号および第10号による評価の枠組み

AICPA による ABV の「職業および規制基準」（professional and regulatory standards）には、AICPA の職業基準および指針に加えて、USPAP の基準第9号および第10号も含まれている。基準第9号は評価の作成に関するものであり、第10号は評価の報告に関するものである。「表2」および「表3」は、それぞれ基準第9号および第10号の規定の一部を示したものである。⁽⁴⁾

USPAP 基準第9号および第10号は、企業または無形資産評価のフレームワークを示したものであり、評価方法についての詳細な記述は含まれない。「表4」の基準ルール9-1(a)における「承認された方法および手続き」

(4) ここで取り上げているバージョンは USPAP の2002年版である。評価研究財団のウェブサイト (<http://www.appraisalfoundation.org>) からダウンロードできる。

表2 USPAP 基準第9号：企業評価——評価の作成——

基準第9号：企業評価——評価の作成——

企業または無形資産の評価 (business or intangible asset appraisal) を行うに当たって、評価者は解くべき問題、その問題を解くために必要な作業範囲を識別するとともに、信頼しうる評価を行うのに必要な調査および分析のステップを完成させなければならない。

基準ルール9-1 (この基準ルールには乖離が許されない拘束要件が含まれている。)

企業または無形資産の評価を行うに当たって、評価者は次の各号を満足しなければならない。

- (a) 信頼しうる評価を行うために必要な承認された方法および手続き (recognized methods and procedures) を識別し、理解し、正確に適用しなければならない。

コメント：経済と投資理論の変化と発展は、企業評価のプロフェッションに重要なインパクトを及ぼす。金融、証券規制、および税法と新たな主要判例は、企業評価実務に照応した変化をもたらすであろう。

(以下省略)

(出所) <http://www.appraisalfoundation.org/html/USPAP2002/STANDARD%209.htm>

表3 USPAP 基準第10号：企業評価——評価の報告——

基準第10号：企業評価——評価の報告——

企業または無形資産評価の結果を報告するに当たって、評価者は、誤解を与えないような方法で個々の分析、意見および結論を伝達しなければならない。

コメント：基準第10号は、基準第9号の下で作成された企業または無形資産評価の結果を伝達するに際して、報告書に要求される情報の内容とレベルを扱っている。基準第10号は、企業または無形資産評価報告書のフォーム・フォーマット・スタイルを規定するものではなく、形式的なことは評価サービスの利用者および提供者のニーズに依存している。報告書の実質的な内容でその準拠性が決定される。

基準ルール10-1 (この基準ルールには乖離が許されない拘束要件が含まれている。)

個々の書面または口頭による企業または無形資産の評価報告は、次の各号を満足しなければならない。

- (a) 誤解を招かないような方法で明確かつ正確に評価を提示する。

(以下省略)

(出所) <http://www.appraisalfoundation.org/html/USPAP2002/STANDARD%2010.htm>

無形財の監査（池田公司）

(recognized methods and procedures) という表記にとどめている。変化の早い領域なので、計算技術的な部分は基準自体には含めないという考え方であろう。

2 三つの基本的なアプローチ

現在一般的に使われている評価方法は、SAS 第101号のツールキット（AICPA [2002]）において具体的に示されており、周知の三つのアプローチが取り上げられている。次のように述べられている。

「資産、負債および企業（asset, liability and enterprise）の公正価値を決定する三つの方法は、コスト、マーケットおよびインカムアプローチ（cost, market and income approaches）である。実務上、多くの評価方法が用いられているが、それらの総ては、これらの三つの方法のヴァリエーションとして分類される。この付録では、三つの方法とそれらの基礎となっている重要な仮定を要約する。」（AICPA [2002], p. 28）

更に続けて、次のように述べられている。

「評価の専門家（valuation specialist）は、企業の価値（enterprise's value）を決定する際に一つ以上の方法を検討するのが一般的である。公正価値の決定は厳密な科学（exact science）ではないので、ある方法の結果を採択するに当たっては、一つまたは複数の他の方法の結果で裏付けをとるか、そうでなければそのような他の方法の結果を併用するのが一般的である。評価の専門家が複数の方法を考慮して適用したものの、一方の結果が他の結果と著しく異なっている場合、監査人は、公正価値測定に差異が生じた理由を企業が如何に調査したかを評価しなければならない。重要な差異があるということは、専門家または経営者が方法、方法の基礎となる仮定および計算をレビューすべきであったということを示している。」（AICPA [2002], pp. 28-29）

このように、コスト、マーケットおよびインカムアプローチは、複数方法

を併用するのが一般的であるという特徴がある。上記引用文中の「公正価値の決定は厳密な科学ではない」という興味深い指摘に見られるように、常に一意的な解を決定できる性格のものではない。これに関連して、次のように述べられている。

「評価の専門家が本付録で議論されている三つの評価方法の一つまたは複数を適用していない場合、監査人はこれらの評価方法が適用されなかった理由を質問しなければならない。」(AICPA [2002], p. 29)

すなわち、評価の専門家は三つの評価方法の総てを考慮に入れることが要求されており、一つまたは複数の方法を適用しない場合にはその理由を説明しなければならないとされている (AICPA [2002], p. 29)。

AICPA [2002] によると、これらの三つの評価方法は、それぞれ次のような特徴を持っている (AICPA [2002], pp. 28-37)。

- ① コストアプローチ——コストアプローチの背後にある一般原理は、資産の取替原価または企業の純資産額を決定することで資産または企業を評価することである。
- ② マーケットアプローチ——マーケットアプローチは、例えば、持分証券の公正価値を決定する目的に用いられ、財務諸表数値および非財務諸表数値を用いた計量的計算を他企業と直接比較すること、第三者による当該企業への比較可能な持分証券投資を検証すること、または比較可能な企業の持分証券取引を検証すること等が行われる。マーケットアプローチは、類似した企業や比較可能な取引が然るべき公正価値を指示してくれるという考え方に基礎を置いている。
- ③ インカムアプローチ——インカムアプローチを支える主要な考え方は、将来の期待されるインカムやキャッシュフローから価値がもたらされるというものである。この考え方は、取替原価に焦点を置く①のコストアプローチや、現在の比較可能なデータを探し出そうとする②のマーケッ

無形財の監査（池田公司）

トアプローチとコントラストをなしている。

なお、AICPA [2002] では、インカムアプローチが幅広い支持を得ていることに関連して、次のように述べられている。

「インカムアプローチは将来指向的（future oriented）である。これは将来の経済的便益を現在価値に換算しようとするものであり、多くのソースから強力な概念的的支持を得ている。第一に、FASB 概念フレームワークにおける資産の定義——資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている発生の可能性の高い将来の経済的便益である——に準拠している。第二に、将来の経済的便益への合理的な期待に価値を見出すファイナンスの文献にも準拠している。第三に、マーケットアプローチが利用できない場合には、マーケットアプローチの評価と概念的に同じことになる。市場価格は、相互に結びつきのない多数の売り手と買い手の均衡点を意味しているが、評価対象資産につき活発な市場が存在しない場合には、インカムアプローチが市場価格のシミュレーションになるであろう。」
(AICPA [2002], p. 34)

3 SFAC 第7号によるインカムアプローチ

会計測定方法としてのインカムアプローチは、FASB が2000年2月に公表したSFAC 第7号「会計測定におけるキャッシュフロー情報および現在価値の使用」（FASB [2000]）がベースとなる。この点は、わが国の経済産業省企業法制研究会が2002年6月に公表した「ブランド価値評価研究会報告書」（<http://www.meti.go.jp/report/data/g20624aj.html>）においても明示されている。

SFAC 第7号は、「本ステートメントは、現在価値を算定するための二つのアプローチを対比しており、状況に応じて、資産または負債の公正価値の見積もりに何れかのアプローチが用いられる」（par.40）としており、①伝統的アプローチと②期待キャッシュフローアプローチ⁽⁵⁾を挙げている（pars.

42-54)。SFAC 第7号は、この二つのアプローチでは期待キャッシュフローアプローチがより適切であるとしており、「ブランド価値評価研究会報告書」⁽⁶⁾もこの考え方に従っている。また、「現在価値が原初認識時における会計測定およびフレッシュスタート測定において用いられる際の唯一の目的は公正価値を見積もることにある」(par.25)とされている。

ところで、SFAC 第7号では、公正価値 (fair value) とは別に、実体固有の測定値 (entity specific measurement) という概念が用いられている。前者が市場参加者による仮定を用いた測定であるのに対して、後者は実体固有の仮定を用いた測定を意味している。理論的な観点からこうした区分を行うことはできても、実際問題としては明確な区別が難しい場合もあり、SFAC 第7号でも次のように述べられている。監査上の一つのポイントになるであろう。

「現在価値測定の目的として公正価値を採用するとしても、実体固有の予測に基づいた情報および仮定を用いることを妨げるものではない。実際問題として、会計測定にキャッシュフローを用いる実体は、市場参加者が資産または負債の公正価値を評価する際の仮定の一部または全部に関してほとんどまたは全く情報を有さない場合が多い。そのような場合、その実体はキャッシュフローの見積もりを行う際、過度の費用および努力を払わなくても入手できる情報を利用せざるを得ない。将来キャッシュフローに関して実体独自の仮定を用いることは、市場参加者であれば異なる仮定を用いるであろうこ

(5) 前者①は、キャッシュフローにリスクを反映させずに、分母である割引率にリスクを反映させる方法である。これに対して、後者②は、分子であるキャッシュフローにリスクを反映させて、割引率にリスクを反映させない方法である。

(6) 経済産業省企業法制研究会の「ブランド価値評価研究会報告書」では、ブランド価値評価モデルとして、①残差アプローチおよび②独立評価アプローチ（コスト、マーケットおよびインカムアプローチ）が挙げ、これらを逐次検討した上でインカムアプローチが最も適切な方法であるとしている（38-58頁）。

無形財の監査（池田公司）

とを示す反証がない限り，公正価値の見積もりに適合する。そのような反証がある場合，その実態は，市場の情報を取り込むようにその仮定を修正しなければならない。」（par.38）

IV 無形財の監査基準

現在のところ，ブランド等の無形財に関する監査マニュアルは，AICPAにおいても作成されていない。しかしながら，SAS 第101号「公正価値測定および開示の監査」（2003年1月）は，上で引用したSAS 第101号ツールキット（2002年12月）とセットで公表されており，このような監査領域への適用もある程度想定されているように付度される。

他方，IFACも，同一タイトルのISA 第545号⁽⁷⁾を公表しており，「測定の不確実性を伴う会計上の見積もり」（Accounting Estimates Involving Measurement Uncertainty）という新規プロジェクトに着手している。これは，新しく作成されたISA 第545号「公正価値測定および開示の監査」に照応させて，ISA 第540号「会計上の見積もりの監査」を改訂しようとするものである。ウェブサイトでは，「改訂版のISA 第540号では，監査人が，より不確実な測定値を裏付けるために，十分に適合する監査証拠を見出さうような方法を検討している。バックテスティングと，監査人による独立した見積もりの作成が，検討されている監査証拠の二つの潜在的なソースである」と述べられている。監査人が（必要に応じて専門家を利用して）独自に見積もりを作成し，モデルの合理性や妥当性を検証する方法は，デリバティブ監査ではよく用いられる方法である。改訂版のISA 第540号は，金融財や無形財の公正価値の見積もりにも対処しうるように，監査アプローチのリファインを意図しているものと考えられる。

（7） SAS 第101号公開草案の修正履歴（2002年11月）をみると，SASの文言をISAに合わせる形で修正している。

このように、SAS 第101号およびISA 第545号は、無形財の監査基準について考える際に、一つの手がかりを与えているといえる。しかしながら、SAS 第101号には、次のような記述もある。すなわち、「本ステートメントは公正価値測定および開示の監査に関して指針を与えるものであるが、特定のタイプの資産、負債、エクイティの構成要素、取引、または業界に固有な実務を扱うものではない」としており、具体例として、デリバティブ監査にはSAS 第92号(AICPA [2000])を適用するように指摘している。

従って、ブランド等の公正価値の見積もりにSAS 第101号をそのまま適用することは、適切性を欠くであろう。しかしながら、SAS 第101号における公正価値のテスト方法は、ある程度の汎用性を有すると思われる。具体的には、次の三つから構成される。

- ① 経営者の設定した重要な仮定、評価モデルおよび基礎データのテスト
- ② 確証的目的 (corroborative purpose) での独立した公正価値見積値の作成
- ③ 後発事象または取引のレビュー

すなわち、仮定や計算プロセスの合理性や妥当性を吟味することにウェイトが置かれており、予測財務情報の監査と類似した監査アプローチが適用されることになる。今後、無形資産会計の発展と照応して、その監査基準も次第にリファインされていくと思われるが、基本的な要件は上記の①～③が中心になるであろう。

V ソフト会計情報の監査

ブランド等の無形財の監査を難しくしている主たる要因は、測定方法が仮定に基づく見積計算であることに加えて、測定方法の選択範囲に制度的な制約がないことにあると考えられる。この点は、市場相場のないデリバティブの公正価値の見積もりや、予測財務情報の作成にも同様に当てはまる。

無形財の監査（池田公司）

ここで、「図1」をみられたい。これは、伝統的な制度会計における会計測定を概念的に示したものである。伝統的な会計では、一般に認められた幾つかの測定方法が存在し、その中から報告企業の判断で一定の測定方法を任意に選択するアプローチが採られている。ただし、その場合、選択した測定方法を財務諸表に注記として開示するとともに、継続して適用することが要求される。こうした方法は、フォーミュラアプローチ（武田 [2002b], 92-93頁）と呼ばれている。

「図1」は次のことを意味している。特定の測定対象（A～D）についてそれぞれ複数の測定方法が存在するが、それらは「精度」の観点から順序付け（オーダリング）を行うことが可能である。そして、順序付けが行われた一群の測定方法は、コストベネフィットと不偏性の基準によって社会的に許容される上限と下限が設定され、この両者によって画定された許容範囲内の測定方法がGAAPとして社会的に認知される関係が示されている。棚卸資産や固定資産が典型的に当てはまるであろう。

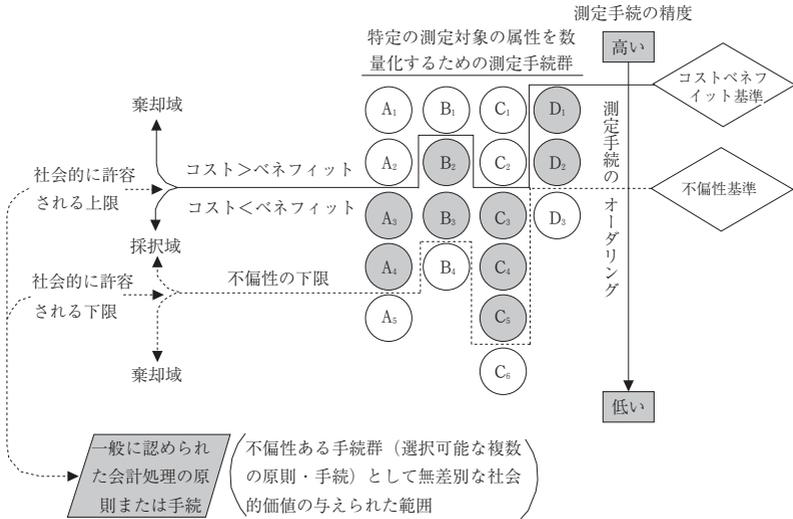
これに対して、ブランド等の無形財や複雑なデリバティブの測定では、「図1」に示されるような測定方法の制度的拘束はない。各企業が、任意に測定方法を選択・適用することができる。SAS第101号にも、次のような指摘がある。

「観察されうる市場価格がなく、何らかの評価方法を用いて公正価値を見積もっている場合、監査人は、企業の測定方法が、その状況の下で適切であるかを評価しなければならない。その評価には専門的な判断（professional judgement）が必要であろう。」

デリバティブ監査のためのSAS第92号監査ガイドにおいても、同じような指摘がみられる。ここでは、「専門的な判断」が「重要な判断」として表現されている。

「監査人の立場から見ると、複雑なデリバティブと有価証券の種類が増え、

図1 フォーミュラアプローチ



(出所) 武田 [2002a], 78頁に加筆・修正。

かつそれらの利用度が高くなったことは、しばしば同様に複雑化した会計指針とも相まって、多くの企業の財務諸表に対する監査上のアプローチに変化をもたらすこととなった。例えば、デリバティブに関するアサーションに関連した監査証拠の評価には、しばしば重要な判断 (considerable judgement) が必要となる。とりわけ、基礎的諸仮定の変化への感応度が特に高いか、あるいは高度に主観的な見積りに基づく評価アサーションに対して、重要な判断が要求される。」(AICPA [2001a], par.1.03)

更に、同監査ガイドには、次のような指摘もある。

「デリバティブと有価証券のアサーションに対して証拠を評価することは、監査人に重要な判断を要求することになる。なぜなら、とりわけ評価に関するアサーションは、高度に主観的な仮定に基礎を置いており、基礎的な状況変化に対して感度が高いからである。評価アサーションは、予測が困難な将

無形財の監査（池田公司）

来事象の発生に関する仮定や、債務不履行率・期限前返済率のように長期間に渡って持続すること期待されている状況の仮定に基礎を置いている。このことから、たとえ有資格者であっても、公正価値の見積もりや公正価値の範囲の見積もりに関して異なった結論に到達することがある。」（AICPA [2001 a], par.6.31）。

もとより、デリバティブ監査が会計監査である以上、それは内容についての価値判断を伴う監査ではなく、一定の基準（GAAP）に照らした準拠性の監査であることを意味していると考えられる。しかしながら、高度にカスタマイズされた商品の公正価値につきその合理性を評価したり、リスク評価のプロセスとして事業体のデリバティブ戦略やヘッジ戦略を評価する必要性が伴うことを考慮すると、形式的な準拠性の監査では済まされない問題が残されるように思われる。この点に関する困難さは AICPA も繰り返し指摘しており、「重要な判断」が必要になると指摘している。

無形財や金融財の複雑性が高まるほど、公正価値の決定は一層困難になる関係にあり、公正価値が（市場相場ではなく）種々の計量的仮定やモデリングによって決定されている場合には、評価上のリスク——モデルとそれに関連した仮定の不完全さと主観性に関連したリスク——が必ず存在する。

しかしながら、公正価値の決定方法がこのような計量的手法に基づくものであっても、それが会計測定であることに違いはない。このようにデリバティブの公正価値が事業体の作成したモデルによって決定されている場合、それに対する監査上の合理性・妥当性判断には、従来とは異なった監査アプローチが要求される。例えば、①経営者の設定した重要な仮定、評価モデルおよび基礎データの合理性・妥当性に関するテストや、②監査人が特殊なソフトウェアを用いて独自に公正価値を見積もり、実証性テストを実施する方法などが必要であろう。

VI 結びに代えて

いわゆる原価・実現アプローチが妥当性を失い、時価・実現可能性アプローチへ移行すべきことはしばしば指摘されている。これに加えて、伝統的会計が依拠してきた基本的測定方法であるフォーミュラアプローチの一端が崩壊していることも、重要な変化として認識すべきであろう。ブランド等の無形財や複雑化したデリバティブの性格上、その公正価値の決定方法を伝統的会計のように一定の限定された選択肢に制約できないことが測定方法の任意性と多様性を生み出しており、このことが無形財監査やデリバティブ監査——ソフト会計情報の監査——の主要な特質を形成していると考えられる。以上の議論を要約したものが「表4」である。

表4 ハード会計情報およびソフト会計情報の監査

	ハード会計情報	ソフト会計情報
監査の目的	正確性の検証に重点	合理性・妥当性の検証に重点
監査タイプ	過去の事象を対象 データの信頼性の検証	将来的事象を対象 見積のモデルの検証(重要な判断を伴う)
監査リスク	相対的に小さい	相対的に大きい
制約条件	相対的に高い検証可能性	相対的に低い検証可能性

【参考文献】

- AICPA[1988], SAS No. 57: *Auditing Accounting Estimates*, AICPA.
 ——[1997], *Codification of Statements on Auditing Standards, Numbers 1 to 82*, AICPA.
 ——[1998], *Auditing Estimates and Other Soft Accounting Information*, AICPA.
 ——[2000], SAS No. 92: *Auditing Derivative Instruments, Hedging Activities, and In-*

無形財の監査（池田公司）

- vestments in Securities*, AICPA.
- [2001a], *AICPA Audit Guide: Auditing Derivative Instruments, Hedging Activities, and Investments in Securities*, New Edition as of March 15, 2001, AICPA.
- [2001b], *SAS No. 95: Generally Accepted Auditing Standards*, AICPA.
- [2002], *Auditing Fair Value Measurements and Disclosures: Allocations of the Purchase Price under FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 141, Business Combinations, and Tests of Impairment under FASB Statements No. 142, Goodwill and Other Intangible Assets, and No. 144, Accounting for the Impairment or Disposal of Long-lived Assets*, A Toolkit for Auditors, AICPA.
- [2003a], *SAS No. 101: Auditing Fair Value Measurements and Disclosures*, AICPA.
- [2003b], *Prospective Financial Information: AICPA Audit and Accounting Guide*, AICPA.
- FASB[1998], *Continuing Professional Education: Instructor's Manual, A Review of Statement 133, Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, FASB. (古賀智敏・河崎照行翻訳代表[2000]『デリバティブ会計とヘッジ戦略』東洋経済新報社)
- FASB[2000], *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳[2002]『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社)
- ICAEW[1997], *Derivatives in a Corporate Environment: A Guide for Auditors*, ICAEW.
- [1998], *The 21st Century Annual Report*, ICAEW.
- 家田明[2001]『リスク計量とプライシング』朝倉書店。
- 池田公司[2002]「デリバティブの監査」會計，第162巻第6号，98-109頁。
- 浦崎直浩[2002]『公正価値会計』森山書店。
- 岡田依里[2002]『企業評価と知的資産』税務経理協会。
- 木島正明・長山いづみ・近江義行[1996]『ファイナンス工学入門 第Ⅲ部 数値計算法』日科技連。
- 古賀智敏[1990]『情報監査論』同文館。
- [1999]『デリバティブ会計（第2版）』森山書店。
- [2002a]「無形財会計の基本的枠組み」会計学研究，第14号，1-15頁。
- [2002b]「ブランドの評価とナレッジ型会計理論のゆくえ」會計，第162巻第1号，1-15頁。
- 小暮厚之[1996]『ファイナンスへの計量分析』朝倉書店。
- 桜井久勝[2003]「ブランド価値の評価モデル」ビジネスインサイト，第42号，16-27頁。
- 田尾啓一[2001]『デリバティブと金融技術革新』中央経済社。
- 武田隆二[2002a]『会計学一般教程（第5版）』中央経済社。
- [2002b]『最新財務諸表論（第8版）』中央経済社。
- 森平爽一郎・小島祐[1997]『コンピュータショナルファイナンス』朝倉書店。